平成29年度版

経営所得安定対策・水田フル活用

■経営所得安定対策

米の直接支払交付金（29年産まで）

生産数量目標の範囲内で米の生産を行う方を支援します。

2 ページ

畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

水田，畑地での麦，大豆，そば，なたねの生産を行う担い手の，単収増や品質向上の努力が反映されるように支援します。

3 ページ

米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

米，麦，大豆の生産を行う担い手の方の，収入減少による農業経営への影響を緩和します。

4 ページ

■水田活用の直接支払交付金

水田活用の直接支払交付金

|戦略作物助成|産地交付金|

麦，大豆，飼料用米，野菜など主食用米以外の生産を行う方を支援します。

5~7 ページ

広島県農業再生協議会

米の直接支払交付金

前年度からの変更なし（H29年産限り）

米の生産数量目標（配分面積）に従って生産を行う販売農家・集落営農の主食用米※の作付面積に対し交付金が直接交付されます（29年産までの時限措置）。

※主食用米には，酒造好適米，もち米，主食用米の種子用米なども含まれます。

交付対象者

● **米の生産数量目標（配分面積）の範囲内で主食用米の生産を行う販売農家・集落営農**
- 販売農家は，水稲共済加入者または25a未満の者等は販売実績がある者
- 集落営農は，代表者を定めた規約を作成し，対象作物について共同販売経理を行っている組織

調整水田などの不作付地がある場合（新規申請分のみ）

米の直接支払交付金を受ける方で，不作付地がある場合は改善計画を市町に提出し，認定を受ける必要があります。ただし，28年度までに市町の認定を受けた方は，29年度に新たに発生した不作付地のみ改善計画を作成し，６月30日までに市町へ提出してください。

交付単価

7,500円/10a（全国一律）**※29年産までの時限措置（30年産から廃止）**

交付対象面積

● **主食用米の作付面積から，一律 10a を差し引いた面積**

※ 10ａは，自家飯米・縁故米用に供される分として差し引かれます。
〈例〉　Ａ農家　80ａ(主食用米作付)－10ａ(一律控除)＝70ａ(交付対象面積)
※ **集落営農組織の場合は，** 農業共済資格団体として水稲共済に加入すれば，組織全体の主食用米の作付面積から 10ａの控除となります。
※ 醸造用玄米，種子用米は 10a 控除の対象外です。

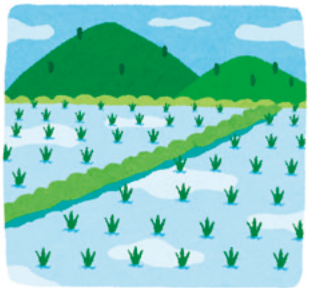

平成30年産から米政策が見直されます！

- ▼ 行政による生産数量目標の配分は無くなり，各産地・生産者が主体的に需要に応じた生産を推進
- ▼ 主食用米に対する「米の直接支払交付金（7,500 円 /10a)」は廃止
- ▼ 県及び地域農業再生協議会は存続
- ▼ 主食用米以外の作物の作付けを支援する「水田活用の直接支払交付金（産地交付金など)」は継続
- ▼ 「米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策)」，「畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策)」は継続

＜平成30年産以降の需給調整（イメージ)＞

国
- ・全国の需給見通し
- ・米の販売，価格等の情報提供
- ・作付動向の把握　など

↓ 周知・意見交換

県再生協
- ・県域の作付予定面積の決定（県水田フル活用ビジョン）
- ・県内の作付動向等の把握
- ・地域の生産目安（設定）に係る情報提供，調整　など

↕ 周知・調整

地域再生協
- ・地域の作付予定面積の決定（地域水田フル活用ビジョン）
- ・地域の作付動向等の把握　など

↕ 周知・調整

農業者
- ・提供された各種情報，地域水田フル活用ビジョン等を踏まえ，各作物の営農計画書（一体化様式）を作成　など

畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

前年度からの主な変更点
・交付単価の見直し

諸外国との生産条件の格差により不利がある麦，大豆，そば，なたねを生産する農業者に対して，経営安定のための交付金が直接交付されます。

交付対象者

● **麦，大豆，そば，なたねを生産する認定農業者，集落営農，認定新規就農者**
（は種前にＪＡ等との出荷契約や実需者との販売契約を締結することが基本となります。）

数量払

交付対象数量

麦，大豆，そば，なたねの当年産の出荷・販売数量

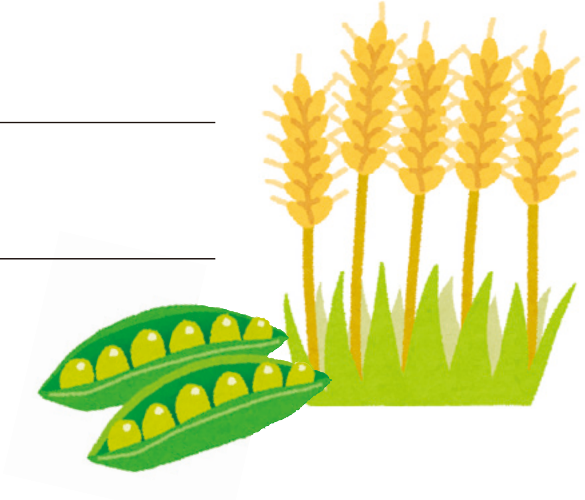

交付単価

（水田・畑地共通）

対象作物	平均交付単価
小　　麦	6,890 円 /60kg
二 条 大 麦	5,460 円 /50kg
六 条 大 麦	5,690 円 /50kg
は だ か 麦	8,190 円 /60kg
大豆（黒大豆除く）	9,040 円 /60kg
そ　　ば	16,840 円 /45kg
な　た　ね	9,920 円 /60kg

注１：等級，品質により交付単価は変わります。
（農産物検査が必須（なたねを除く）で，規格外は数量払の交付対象外です）
注２：面積払（営農継続支払）を受けた方は，その面積払交付額を控除して支払います。
注３：小麦の平均交付単価は，パン・中華麺用品種とそれ以外の品種の平均交付単価となります。

面積払（営農継続支払）

交付対象面積

麦，大豆，そば，なたねの当年産の作付面積

交付単価

交付単価：20,000 円 /10a
（「そば」は 13,000 円 /10a）
（水田・畑地共通）

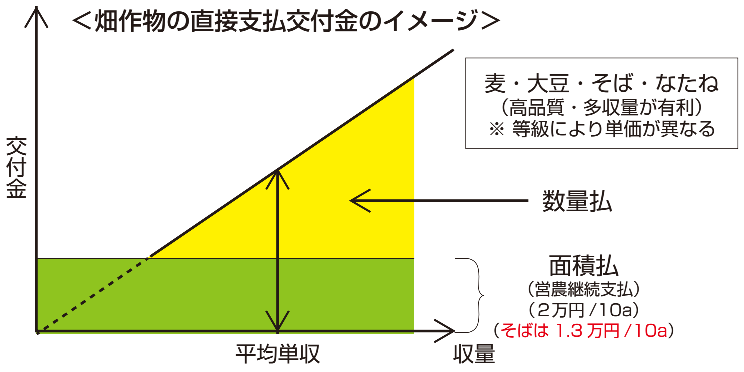

米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

前年度からの変更なし

当年産の米，麦，大豆の収入額の合計が標準的収入額を下回った場合に，減収額の９割が補てんされます。なお，対策加入者は，あらかじめ一定額の積立金を拠出する必要があります。

交付対象者

● **認定農業者，集落営農，認定新規就農者**
（面積規模は問いません）

対象品目

● **米，麦，大豆**　※ビール麦，黒大豆，種子用は対象外

補てん額

● **当年産の販売収入の合計が，標準的収入額を下回った場合に，その差額の９割を補てん**
（国からの交付金は，農業者の積立金の３倍の額が上限）

［都道府県等地域単位で算定］

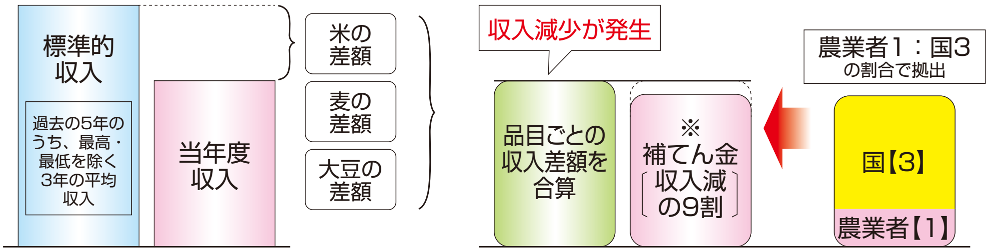

※補てん金は，当年産の実単収が平年単収の９割を下回った場合，農業災害補償制度が発動したとみなし，共済金相当額を控除します。

【ゲタ対策・ナラシ対策加入時の留意点】

○ 29年産でゲタ対策・ナラシ対策に加入するには，29年６月末の加入申請時までに，認定農業者，集落営農，認定新規就農者であることが必要です。
○ ゲタ対策・ナラシ対策は，出荷・販売契約書及び検査等級・販売数量が分かる書類の提出が必要です。
○ ナラシ対策のうち，米については，生産数量目標の範囲内で生産されたものが対象です。
○ ナラシ対策の加入には，①標準的収入の10%下落対応コースと②20%下落対応コースのいずれかを選択し，コースに応じた積立金を拠出する必要があります（積立金は，補てんに使用した額を除き，脱退時に返金されます)。

【集落営農について】

※「農業経営の法人化」「地域における農地利用の集積」については，市町が確実であると判断すれば要件を満たしているものと取り扱われます。

[要件]
○ 組織の規約の作成
○ 対象作物の共同販売経理の実施

[ゲタ対策・ナラシ対策の対象となるための手続き]
1 上記要件を満たす準備をしたうえで，加入申請を行う前に市町へその旨を申し出る
2 市町は，「集落営農の法人化」「農用地利用の集積」を確実に行うと見込まれるかどうか判断し，その結果を集落営農に通知する
3 通知を受けた集落営農は，29年６月までに「経営所得安定対策等交付金交付申請書」の認定状況の該当欄にチェックを入れて，地域農業再生協議会等へ提出する

水田活用の直接支払交付金

前年度からの主な変更点
- 県内一律（産地交付金）の助成内容の一部見直し
- 国の二毛作助成，耕畜連携助成が県の産地交付金へ移行

水田のフル活用を推進し，食料自給率・自給力の向上を図るため，水田で，麦，大豆，飼料用米等の戦略作物を生産・販売する農業者等に対して交付金が直接交付されます。
また，県段階の支援として，園芸作物や担い手の取組等に対して，産地交付金を交付します。

交付対象者

● **販売目的で対象作物を生産（耕作）する販売農家・集落営農**

※米の生産数量目標の達成にかかわらず交付対象となります。
※出荷・販売等実績報告書兼誓約書（対象作物ごとに販売伝票の写し等を添付）の提出が必要です。
※適切な収量が得られるように生産することが原則です。明らかに作付けや肥培管理等が不適切な場合（捨てづくり）には，交付金は交付されません。

作　物	要　件
麦，大豆，飼料用米，米粉用米，加工用米	実需者と出荷販売契約を取り交わし保存すること，収穫・販売を行うこと
	飼料用米，米粉用米は原則農産物検査機関による数量の確認を受けること
飼料作物，WCS 用稲	畜産農家と利用供給協定を取り交わし保存すること，収穫・利用を行うこと

交付単価

戦略作物助成

作　物	単価（10a 当たり）
麦（小麦，二条・六条大麦，はだか麦），大豆（黒大豆含む），飼料作物	35,000 円
WCS用稲	80,000 円
飼料用米，米粉用米	収量に応じ 55,000 ～ 105,000 円
加工用米	20,000 円

飼料用米，米粉用米の数量と交付単価の関係（イメージ）

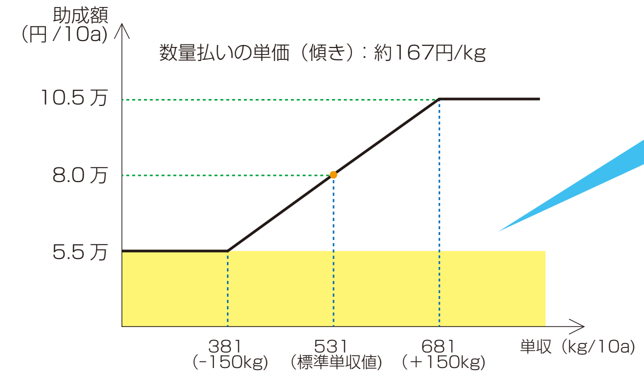

「標準単収値」は米の生産数量目標設定時に地域で定める基準単収。
なお，交付単価は作柄で調整した「調整後の標準単収値」を用いて決定します。

≪標準単収値の作柄調整の方法≫

標準単収値 × $\frac{\text{当年産のふるい目1.7mm以上の10a当たり収量}}{\text{ふるい目1.7mm以上の10a当たり平年収量}}$

産地交付金（県段階）

● 国からの予算枠が一部留保されたため，単価は原則，前年比８割としています。今後，国からの追加配分の有無等により，増額又は減額調整する場合があります。

作　物　等				単価（10a当たり）
県内一律（産地交付金）	基礎助成	県重点品目	キャベツ，アスパラガス，ほうれんそう，ねぎ，わけぎ，トマト，きく，ぶどう，いちじく	14,400円程度
		県推進品目	こまつな，かぼちゃ，きゅうり，なす，ばれいしょ，だいこん，たまねぎ，いちご，ブロッコリー，ピーマン，くわい，ひろしまな，さといも，にんじん	10,400円程度
		備蓄米（H29年度限り）		7,500円以内
		加工用米（H29年度限り）		7,500円以内
		酒造好適米（新規需要米）（H29年度限り）		7,500円以内
	加算措置	担い手※1	県重点品目及び県推進品目　★1	6,800円程度
			キャベツ，アスパラガス，ほうれんそう，ねぎ，わけぎ，トマト（★1 に加え加算）	2,800円程度
			戦略作物（P5の戦略作物助成の対象作物）　★2	6,000円程度
			飼料用米・WCS用稲（★2 に加え加算）<次のいずれかを満たすもの> ①：1ha以上の作付（全作付面積に交付） ②：指定品種の作付（飼料用米：多収品種（中生新千本，ホウレイ含む），WCS用稲：たちすずか，たちあやか）	4,000円程度
		飼料用米，米粉用米の多収品種（中生新千本，ホウレイ含む）の取組		12,000円以内
		加工用米の複数年契約（3年間）の取組★3（継続分のみ：29年産からの新規取組は対象外）		12,000円以内
		担い手※1	加工用米の需要に応じた品種作付の取組 ○対象作物：加工用米（中生新千本，アキヒカリ） ○取組内容：中生新千本（カケ米用途），アキヒカリ（冷凍米飯用途）の作付 （ただし，★3 の助成を受けている加工用米を除く）	9,600円程度
	耕畜連携の取組（下記参照）			10,400円程度
	二毛作の取組（7ページ参照）			12,000円程度
	緊急加算	担い手※1	不作付地等への作付（飼料用米，WCS用稲，加工用米，米粉用米のみ） 【不作付地等とは】 <H28年度に交付金※2の交付を受けていない交付対象水田（ほ場整備中の不作付は除く）>	12,000円程度

※１担い手：認定農業者，集落法人，認定就農者（認定新規就農者を含む），農業参入企業，集落営農（米の直接支払交付金と同じ）
※2交付金：米の直接支払交付金（当交付金を受けていない主食用米作付分を含む）・畑作物の直接支払交付金・水田活用の直接支払交付金
● 果樹等の永年性作物については，地域農業再生協議会において交付対象期間が設けられています。

〈耕畜連携の取組〉（国のH28要件と同様）

飼料用米のわら利用，水田放牧，資源循環を行う農業者（耕種農家）に対して，取組面積に応じて，交付します。

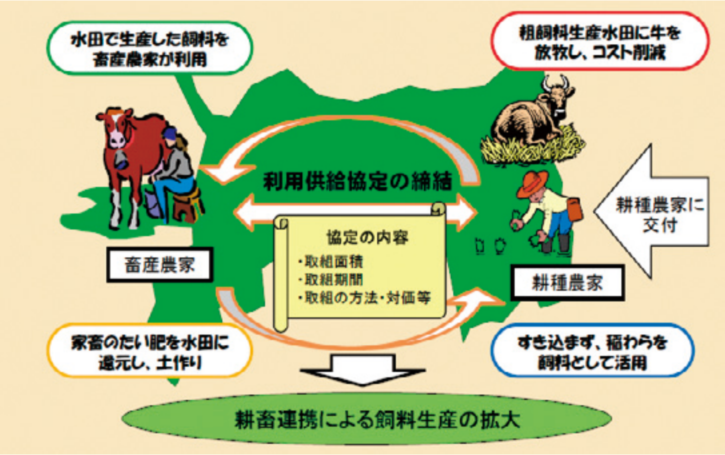

○ 交付対象者：耕畜連携の取組を行う水田において，飼料作物等を生産する農業者（耕種農家）
○ 助成対象：①～③の取組の同一ほ場での重複助成はできません

①わら利用（わら専用稲の生産及び飼料用米生産ほ場の稲わら利用の取組）
【取組要件】子実及び稲わらが飼料利用されること　等
②水田放牧（水田における牛の放牧の取組）
【取組要件】放牧頭数が成牛換算で２頭以上（ha当たり），延べ放牧日数が180頭日以上）　等
③資源循環（飼料生産水田への堆肥散布の取組）
【取組要件】堆肥は水田粗飼料作物を供給した家畜由来のものであること，自己の堆肥でないこと，自己の散布でないこと，散布量が２トン又は４立米/10a以上であること　等

〈二毛作の取組〉（国のH28要件に対象作物として，そば，なたねを追加）

水田における主食用米と対象作物，または対象作物同士の組み合わせによる二毛作に対して，作付面積に応じて交付されます。

○ 対象作物：戦略作物（P５の戦略作物助成の対象作物），そば，なたね

※二毛作助成対象の作物も出荷販売契約を取り交わし，収穫・販売を行う必要があります。また，どちらの作物を二毛作助成の対象にするかは，農業者が判断し，営農計画書において申請してください。

産地交付金（地域段階）による加算措置

● **地域農業再生協議会単位で，「水田フル活用ビジョン」に基づき，地域振興作物等に加算等を行う場合があります。**
※産地交付金は，原則，県段階と地域農業再生協議会段階の交付額の合計が５万円 /10a を超えて受け取れません。

関連対策

燃油価格高騰緊急対策 （24年度補正事業）

○ 施設園芸セーフティネットの構築の支援

施設園芸農家と国の拠出により資金を造成し，Ａ重油・灯油価格が高騰した時に補てん金を交付します。
（施設園芸省エネ設備のリース導入支援の取組はH27年度で終了しました）

⇒詳細については，県再生協へお問い合わせください。

農地中間管理事業

農地の所有者から農地中間管理機構が貸付希望農地を借入れ，担い手へ農地を貸付ける農地の貸し借りのしくみです。

農地中間管理事業の活用による 規模拡大と農地の集約化で水田フル活用＆収益向上を

農地を貸したい方

（メリット）
- 契約期間終了後,農地は確実に戻ってきます
- 賃借料は機構がお支払いします
- 借受者は機構が探します（貸付先が見込める農地から借受けます）
- 要件を満たせば機構集積協力金が交付されます

（申込みにあたって）
※農地中間管理機構は,申し込まれたすべての農地を借受けるわけではありません。耕作放棄地など,農用地として利用することが困難な農用地等は借受できない場合があります。
※機構が借受けるまでは,自らによる農用地等の管理が必要です。

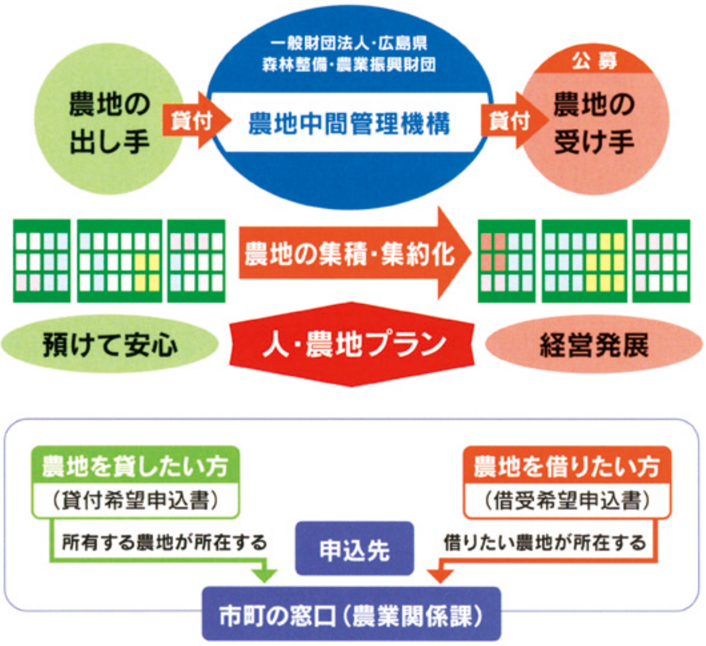

農地を借りたい方

（メリット）
- 長期（10年以上）に安定して借入できます
- 農地の出し手が多数でも契約は機構とだけですので賃借料の支払等の事務が軽減されます

（申込みにあたって）
※申込みは年2回実施する公募期間に農地を借りたい区域へ応募する必要があります。
※応募の対象者
1　集落法人
2　農業参入企業
3　認定農業者（個人･一般法人）
4　認定新規就農者
5　農業経営を行うJA出資法人･JA
6　1から5以外の「人･農地プラン」に掲載された地域の中心経営体
7　1〜6に位置づけられる予定者
8　1〜7のいずれかの者と農地の分散錯圃の解消を行おうとする者

あわせてホームページもご覧ください　http://hsnz.jp/kikou/index.html
【農地中間管理事業に関するお問い合わせ先】
一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団（広島県農地中間管理機構）
電話 082-541-6192　メール kikou@hsnz.jp

新規需要米（飼料用・米粉用米等），加工用米に取り組む場合は，次のことに注意してください。

・ 定められた用途以外の目的で出荷・販売，また使用することはできません。

・主食用に出荷・販売を行った場合 ・主食用米のくず米等を混入した場合	➡	・経営所得安定対策の直接支払交付金の全部又は一部返還 ・食糧法に基づき，公表，認定取り消し等又は罰則

・ 主食用米とは明確に区別して保管し，区分された積み荷ごとに用途がわかるよう掲示してください。
・ 販売は，あらかじめ届け出た実需者に契約に基づき販売してください。
・ 紙袋などの包装には，用途を記載してください。

加工用米は㊤加　　米粉用米は粉　　飼料用米は飼

・米トレーサビリティ法により，以下のとおり取引記録の作成等を行ってください。

米トレーサビリティ法による義務　～米（籾，種籾，ふるい下米を含む）・米加工品が対象～

（１）出荷・倉庫間の移動・廃棄などを行った場合の記録

（記録に必要な事項）　①品名（精米など）②米の産地※1③数量④年月日⑤取引先名
⑥搬出入の場所（廃棄した場合は廃棄の場所）
⑦用途限定米穀の場合は用途（米粉用，飼料用など）

（記録の例）納品書を保存，販売実績の台帳を作成など

（２）記録の保存

（１）の記録は原則３年間保存してください。

（３）産地の伝達

（米・米加工品のうち飼料用等非食用は対象外です。）

販売先に対し，納品書，容器包装などにより米の産地※1を伝達する必要があります。
農家の住所ではなく農地の所在地が産地となります。

※１　産地は国産，広島県産，〇〇市産などと表記します。
※２　生産者みずから米を米加工品（もち，米粉，米飯など）にして販売する場合は別途きまりがあります。
　　　詳しくは中国四国農政局広島支局（食品表示班）へおたずねください。

加入申込について

交付金を受け取るためには，営農計画書の提出，交付申請書などの提出が必要になります。
４～６月に申込みをしてください。交付金は，国から農業者の口座に直接支払われます。

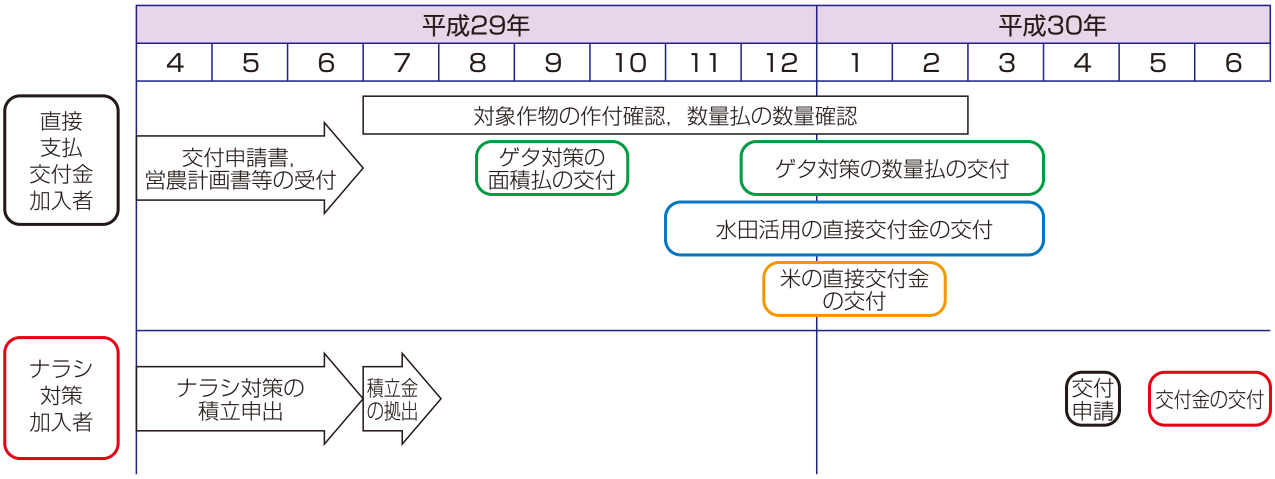

※　営農計画書（一体化様式）は地域再生協が設定する期日までに早めに提出してください

お問い合わせ先

中国四国農政局広島支局，広島県農業再生協議会，最寄の地域農業再生協議会，市町，ＪＡにお問い合わせください。
農林水産省ホームページ：http://www.maff.go.jp/j/seisaku_tokatu/antei/keiei_antei.html

本パンフレットの内容はH29年２月上旬のものであり，変更される場合があります。